

支援 1 石油等由来製品の価格高騰・供給不足の影響に対する支援金 概要

1 対象者

次の (1) 及び (2) のいずれにも該当するもの

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以前から市内で継続して事業を営んでいる中小企業・小規模事業者および個人事業者等
- (2) 中東情勢の影響により令和 8 年 4 月～7 月の期間のうち、任意の単月の売上総利益（粗利）が前年同月比で減少している者。

※詳しくは交付対象者(PDF)もご確認ください

■対象外となる事業者

- (1) 川口市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 宗教法人法に規定する宗教団体又は宗教性を有する団体等と認められる者
- (4) 納期の到来した市税について滞納がある者
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、支援金を交付することが不適切であると市長が判断する者

2 対象経費・助成額

石油等由来製品、石油等由来製品代替品

※石油等由来製品とは、原油（石油）や天然ガスなどを原料として製造される製品をいいます。本制度においては、石油等を精製して得られるナフサなどを原料として、その全部又は一部を使用して製造された製品を対象としています。

※対象となる製品の例(PDF)もご確認ください

■対象経費

令和 8 年 4 月から 7 月までに購入したもので、

- (1) 価格上昇製品の増額分
- (2) 代替前製品からの増額分

※令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月購入分単価との比較

■助成額

上記 (1) (2) の合計額の 2 分の 1 以内

■上限額（下限額）

10 万円（1 万円）

3 申請期間

令和 8 年 8 月 3 日（月曜日）～令和 8 年 10 月 30 日（金曜日） ※消印有効

4 申請方法

オンラインもしくは郵送

5 必要書類

- (1) 川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金申請書兼請求書
- (2) 直近期の確定申告等の書類の写し
- (3) 中東情勢の影響により令和 8 年 4 月から 7 月の期間のうち任意の単月の売上総利益（粗利）が前年同月と比べて減少していることが分かる書類
- (4) 対象経費が確認できる書類
- (5) 法人は会社名義、個人事業者は申請者名義の口座の通帳等の写し
※個人事業者は可能な限り屋号の分かる口座名義の通帳
- (6) その他市長が必要と認める書類

提出書類確認リスト

○申請者全員が提出

No.	提出書類	申請者 チェック欄
1	川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金申請書兼請求書 ※記入漏れがないか確認してください。	☐
2	振込先口座の通帳の写し ※口座の名義は、法人は会社名義、個人事業者は申請者の口座に限ります。 ※振込先の通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを添付してください。 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。	☐
3	「申請書2売上総利益（粗利）に関する事項」の売上総利益（粗利）が減少していることが確認できる帳簿等の写し ※試算表、売上台帳など月の粗利が確認できる書類を添付してください。 ※申請書に記入した箇所(金額)に色付けするなどわかるようにしてください。	☐
4	「申請書3対象経費に関する事項」の別紙経費明細	☐
5	「申請書3対象経費に関する事項」の別紙経費明細の金額が確認できる書類の写し ※仕入帳や仕入れ先からの請求書など、取引の明細(個別の数量や単価)が記録されている書類を添付してください。 ※申請書に記入した箇所(金額)に色付けするなどわかるようにしてください。	☐
6	直近期の確定申告書類の写し 【法人の場合】 ①法人税確定申告書 別表一 ②法人事業概況説明書 おもて面・うら面 【個人事業者の場合】 ①所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表・第二表 ②(青色申告の場合)青色申告決算書 (白色申告の場合)収支内訳書 ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Taxにより確定申告を行った場合で、電子申告(受付)日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。 ※個人事業者で市民税の申告のみの方は、市民税申告書の写しを添付してください。	☐

○申請者（法人）が市外で、市内に事業所がある場合（必須）

7	市内に事業所を有していることが確認できる書類の写し ・履歴事項全部証明書 ・賃貸契約書 ・営業許認可書 など	該当者のみ ☐
---	---	-----------------------------------

○個人事業者全員が提出

8	本人確認書類の写し ・マイナンバーカード、運転免許証（表裏）、パスポート等 ※ <u>マイナンバーカードの場合はおもて面（顔写真側）のみ</u> ※マイナンバーカードの裏面(個人番号・QR側)は受取れませんので <u>絶対に送らないでください</u>	該当者のみ ☐
---	--	-----------------------------------